

【安芸太田町】生活支援施策一覧

区分	項目	事業名	内 容	参考サイト	問合せ先
住まい	空き家バンク	空き家バンク事業	◆空き家物件の所有者と利用希望者の紹介 ※基本的に2地域居住は取り扱わない	<a href="http://www.akiota.jp/chiki/akiyabank.html">http://www.akiota.jp/chiki/akiyabank.html</a>	安芸太田町 地域づくり課 TEL:0826-28-2112
住まい	新築・購入助成	定住促進奨励制度	◆家屋に係る固定資産税相当額の1/2を10年間助成。 【補助対象】 新築住宅の建築または購入される45歳以下で、その後10年以上定住される方又は、賃貸住宅3戸以上建築される方(年齢制限なし)	<a href="http://www.akiota.jp/chiki/spage_042.html">http://www.akiota.jp/chiki/spage_042.html</a>	安芸太田町 地域づくり課 TEL:0826-28-2112
住まい	改修費等助成	定住促進空き家活用事業	【空き家改修事業】 ◆5年以上定住することが決まった空き家の改修費の1/2助成 ・助成金:上限75万円 ・転入者、空き家所有者を問わず改修費負担者へ助成 ※ただし、2地域居住住宅は対象外 【家財品処分事業】 ◆残存する家財の処分費の1/2助成 ・助成金:上限5万円 ・所有者・借受者・購入者・Uターン者	<a href="http://www.akiota.jp/sangyo/akiya-kaisyu.html">http://www.akiota.jp/sangyo/akiya-kaisyu.html</a>	安芸太田町 地域づくり課 TEL:0826-28-2112
住まい	改修費等助成	住宅改修助成金交付制度	◆町内の施工業者を利用して自己が所有し居住する住宅の修繕や増改築に対する費用を助成 助成対象工事費(50万円以上)の10%に相当する額を助成(上限10万円)	<a href="http://www.akiota.jp/kensetsu/101000">http://www.akiota.jp/kensetsu/101000</a>	安芸太田町 建設課 TEL:0826-28-1962
住まい	改修費等助成	Uターン世帯定住応援制度	◆定住の意思をもって、転入し、安芸太田町に在住する親族と同居する方を対象に町内業者施工による対象住宅の改修(100万円以上)に対し改修費の1/2(上限85万円)を補助	<a href="http://www.akiota.jp/chiki/uta-nsetaiteijyuouen.html">http://www.akiota.jp/chiki/uta-nsetaiteijyuouen.html</a>	安芸太田町 地域づくり課 TEL:0826-28-2112
住まい	定住促進住宅・団地	子育て世帯定住応援制度	【対象】 補助金申請日において、夫婦のいずれかが満40歳以下または満12歳以下の子(胎児を含む。)がいる世帯 【内容】 ◆対象住宅の新築、中古住宅の購入または、対象住宅の改修についての費用を一部補助 ◆町内産木材利用や12歳以下の子どもが同居する場合は、補助金額がさらに加算	<a href="http://www.akiota.jp/chiki/kosodatesetaiouen.html">http://www.akiota.jp/chiki/kosodatesetaiouen.html</a>	安芸太田町 地域づくり課 TEL:0826-28-2112
住まい	定住促進住宅・団地	上殿定住住宅団地	◆1区画(H29.4.1現在) ①いずれか一方の年齢が満40歳以下のご夫婦の世帯 ②年齢が満12歳以下の子どもがいる世帯(①または②に該当する世帯が対象) 土地譲受後2年以内に住宅新築工事に着手し、3年以内に居住、10年以上定住の条件で宅地分譲価格55%割引	<a href="http://www.akiota.jp/chiki/page_000034.html">http://www.akiota.jp/chiki/page_000034.html</a>	安芸太田町 地域づくり課 TEL:0826-28-2112

【安芸太田町】生活支援施策一覧

区分	項目	事業名	内 容	参考サイト	問合せ先
住まい	お試し住宅	田舎暮らしお試し体験住宅制度	◆2棟(1棟あたり農園1区画(50㎡)付き) 安芸太田町に移住を検討している者を対象に、一定期間、町での生活体験できる機会を提供。 お試し体験住宅の利用期間は、利用単位を1週間単位として最短1週間から最長1か月までとする。	<a href="http://www.akiota.jp/kanko/trial_house.html">http://www.akiota.jp/kanko/trial_house.html</a>	安芸太田町 地域づくり課 TEL:0826-28-2112 商工観光課 TEL:0826-28-1961
住まい	その他	安芸太田町産木製品プレゼント	◆安芸太田町産材を使用して新築する木造住宅施主に最高20万円相当の木製品をプレゼント ◆自ら居住目的の住宅で延床面積70㎡以上対象 ◆町産材使用量1㎡につき1万円換算 ◆安芸太田町木製品カタログから商品を選択	<a href="http://www.akiota.jp/sangyo/present-wood.html">http://www.akiota.jp/sangyo/present-wood.html</a>	安芸太田町 産業振興課 TEL:0826-28-1973
住まい	その他	ペレットストーブ等購入促進補助事業	◆ペレットストーブや薪ストーブ本体の購入経費及び設置並びに配管に係る直接的経費を補助【対象経費】購入経費および設置等に係る経費が10万円以上のもの 【補助金額】補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切捨て)以内とし、上限額は20万円	<a href="http://www.akiota.jp/sangyo/pellet-stove.html">http://www.akiota.jp/sangyo/pellet-stove.html</a>	安芸太田町 産業振興課 TEL:0826-28-1973
働く	農林水産業就業支援	営農用施設機械器具整備事業	◆ビニールハウスの整備に要する経費を補助(事業費上限額3,000,000円、事業費の1/2以内) ※規模100㎡以上の耐雪型ビニールハウスで新規就農者、農業生産法人、認定農業者等が新設する場合	<a href="http://www.akiota.jp/kanko/ganbarubizinesuouen.html">http://www.akiota.jp/kanko/ganbarubizinesuouen.html</a>	安芸太田町 産業振興課 TEL:0826-28-1973
働く	就職支援	安芸太田町無料職業紹介所事業	町内の求人・求職情報を面談形式で提供・聞取実施【月曜日～金曜日、祝日・年末年始を除く、9時から16時(12時半から13時半休み)】 ◆地元県立加計高等学校と連携し、町内企業に対する新卒者採用の斡旋と紹介を実施 ◆町内企業に対し、求人の有無の調査等の情報収集を行い、町HP等で求人情報の発信を実施 ◆求職者の希望に応じ、町HP等で求職者情報の発信を実施	<a href="http://www.akiota.jp/sangyo/muryousyokugyoushoukai.htm">http://www.akiota.jp/sangyo/muryousyokugyoushoukai.htm</a>	安芸太田町 産業振興課 TEL:0826-28-1973
働く	起業支援	新分野進出事業	◆創意工夫ビジネス支援事業 施設改修や設備導入等に要する経費の1/2以内(補助限度額200万円) ◆新技術・新製品の開発支援事業 研究開発に要する経費の1/2以内(補助限度額100万円) ◆地域産品開発支援事業補助 商品開発、認証取得、意匠登録等に要する経費の1/2以内(補助限度額50万円)	<a href="http://www.akiota.jp/kanko/ganbarubizinesuouen.html">http://www.akiota.jp/kanko/ganbarubizinesuouen.html</a>	安芸太田町 商工観光課 TEL:0826-28-1961

【安芸太田町】生活支援施策一覧

区分	項目	事業名	内 容	参考サイト	問合せ先
働く	起業支援	起業化促進事業	<p>◆起業化の促進 施設改修, 設備導入等に要する経費1/2以内(補助限度額200万円) 技術取得, 研修, 販路開拓等に要する経費の1/2以内(補助限度額50万円)</p> <p>◆新規開業支援事業補助 宣伝広告(ホームページ開設, チラシ印刷, 新聞折込, 広告掲載等)に要する経費1/2以内(補助限度額20万円)</p> <p>◆空き店舗出店支援事業 店舗の改修に要する経費の1/2以内(補助限度額200万円) 店舗の購入に要する経費の1/2以内(補助限度額100万円) 家賃の月額1/2以内(補助額は月5万円まで, 年間60万円まで)1年間のみ</p>	<a href="http://www.akiota.jp/kankou/ganbarubizinesuouen.html">http://www.akiota.jp/kankou/ganbarubizinesuouen.html</a>	安芸太田町 商工観光課 TEL: 0826-28-1961
働く	起業支援	事業継承事業	<p>◆事業継承事業 施設改修, 設備導入等に要する経費の1/2以内(補助限度額200万円) 技術の取得, 研修, 販路開拓等に要する経費の1/2以内(補助限度額50万円)</p>	<a href="http://www.akiota.jp/kankou/ganbarubizinesuouen.html">http://www.akiota.jp/kankou/ganbarubizinesuouen.html</a>	安芸太田町 商工観光課 TEL: 0826-28-1961
働く	起業支援	IT活用ビジネス支援事業	<p>◆IT活用ビジネス事業 技術の取得, 研修に要する経費の1/2以内(補助限度額50万円)</p> <p>◆IT環境整備に要する経費の1/2以内(補助限度額100万円)</p>	<a href="http://www.akiota.jp/kankou/ganbarubizinesuouen.html">http://www.akiota.jp/kankou/ganbarubizinesuouen.html</a>	安芸太田町 商工観光課 TEL: 0826-28-1961
子育て	医療費助成	乳幼児医療費支給事業	<p>【対象】0歳～就学前までの子 【自己負担額】1医療機関ごとに1日500円 ・通院: 月4日まで ・入院: 月14日まで</p>		安芸太田町 住民生活課 TEL: 0826-28-2116
子育て	医療費助成	子ども医療費支給事業	<p>【対象】小学1年生～18歳到達後最初の3月31日までの子 【自己負担額】1医療機関ごとに1日500円 ・通院: 月4日まで ・入院: 月14日まで</p>		安芸太田町 住民生活課 TEL: 0826-28-2116
子育て	保育料・授業料減免	第2子以降保育料および幼稚園授業料軽減事業	<p>◆申請に基づき, 保育料および幼稚園授業料(給食費を含む)を第2子以降について全額免除 【条件】 ①2人以上の18歳未満の児童を養育している世帯 ②安芸太田町に住所を有すること ③世帯員すべてが, 町税, 町使用料等に滞納がないこと</p>		安芸太田町 児童育成課 TEL: 0826-28-1969 学校教育課 TEL: 0826-22-1212
子育て	その他	一時保育事業	<p>◆就労形態の多様化に伴う一時的な保育や, 保護者の傷病等による, 緊急時の保育または私的理由による保育を行う ◆町内4保育所・こども園で実施 【利用料】1時間当たり 0歳700円, 1～2歳400円, 3歳210円, 4歳以上180円</p>	<a href="http://www.akiota.jp/jidou/spage_091.html">http://www.akiota.jp/jidou/spage_091.html</a>	安芸太田町 児童育成課 TEL: 0826-28-1969

【安芸太田町】生活支援施策一覧

区分	項目	事業名	内 容	参考サイト	問合せ先
子育て	その他	子育て支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆町内2か所(加計認定こども園あさひ内・認定こども園とごうち内)に設置</li> <li>◆育児相談, 在宅の親子の支援を実施</li> <li>◆ママのリフレッシュ講座等楽しい講座も実施</li> <li>【開設】月～金曜日の午前9時～午後2時</li> </ul>	<a href="http://www.a-kiota.jp/jidou/spage_185.html">http://www.a-kiota.jp/jidou/spage_185.html</a>	安芸太田町 児童育成課 TEL:0826-28-1969
子育て	その他	保育所通園費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆町内に住所を有する者で通園距離が片道4km以上ある場合申請に基づき補助</li> <li>※ただし, 通勤経路分は除く。</li> <li>【補助額】1km当たり月額500円</li> <li>【条件】</li> <li>①安芸太田町に住所を有すること</li> <li>②対象者について町税, 町使用料, 保育料に滞納がないこと</li> </ul>		安芸太田町 児童育成課 TEL:0826-28-1969
子育て	その他	妊産婦健康診査交通費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆妊産婦に対し妊産婦健診における交通費の一部を助成</li> <li>【助成額】1回の受診につき1,000円</li> <li>【対象者】</li> <li>・町に住民登録を有する期間に, 町外の医療機関で妊産婦健診を受けた者</li> <li>・平成29年4月1日以降に出産した者</li> </ul>	<a href="http://www.a-kiota.jp/contents/000011587.pdf">http://www.a-kiota.jp/contents/000011587.pdf</a>	安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター 健康づくり課 TEL:0826-22-0196
子育て	その他	産婦健康診査費助成金交付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆産婦健診の健診費用の一部を助成</li> <li>【助成額】1回の受診につき限度額5,000円(一人2回まで)</li> <li>【対象者】</li> <li>・町に住民登録を有する期間に, 町外の医療機関で妊産婦健診を受けた者</li> <li>・平成29年4月1日以降に出産した者</li> </ul>	<a href="http://www.a-kiota.jp/contents/000011587.pdf">http://www.a-kiota.jp/contents/000011587.pdf</a>	安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター 健康づくり課 TEL:0826-22-0196
子育て	その他	母親学級支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆母親学級参加助成事業(他施設の母親学級参加費の助成)</li> <li>【助成額】1回の受講につき一人1,000円で2回まで</li> <li>【対象者】町に住民登録を有する期間に, 妊娠中に参加費が必要な母親(両親)学級を受講した者</li> </ul>	<a href="http://www.a-kiota.jp/kenko/page_000027.html">http://www.a-kiota.jp/kenko/page_000027.html</a>	安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター 健康づくり課 TEL:0826-22-0196
子育て	その他	新生児・乳児等家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保健師による新生児・乳児等への訪問を実施</li> <li>◆保健師による妊婦訪問・産婦訪問</li> </ul>	<a href="http://www.a-kiota.jp/kenko/page_000053.html">http://www.a-kiota.jp/kenko/page_000053.html</a>	安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター 健康づくり課 TEL:0826-22-0196
子育て	その他	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆乳幼児健康相談(保健師・管理栄養士・歯科衛生士)</li> <li>◆聞こえと言葉の相談(言語聴覚士)</li> <li>◆お陽さま相談(発達支援相談員)</li> <li>◆妊婦交流会(妊婦教室)</li> <li>◆もぐもぐランド(離乳食教室)</li> <li>◆チャイルド広場(遊びを通して心身の発達を)</li> </ul>	<a href="http://www.a-kiota.jp/childconsultation.html">http://www.a-kiota.jp/childconsultation.html</a>	安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター

【安芸太田町】生活支援施策一覧

区分	項目	事業名	内 容	参考サイト	問合せ先
子育て	その他	各種相談・教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆マタレラ広場(遊びを通して心身の発達支援教室)</li> <li>◆赤ちゃん体操教室</li> <li>◆妊娠届出時に母子手帳カバープレゼント</li> <li>◆不妊治療助成制度</li> <li>◆ブックスタート事業</li> <li>◆新生児・乳児体重計無料貸し出し</li> </ul>	<a href="http://www.a-kiota.jp/child-events.html">http://www.a-kiota.jp/child-events.html</a>	健康づくり課 TEL:0826-22-0196
子育て	その他	歯科相談等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆妊婦歯科検診(町内委託歯科医院にて、妊婦歯科検診1回)</li> <li>◆乳幼児フッ素塗布事業(乳幼児健診や保育所歯科検診にて希望者にフッ素塗布(無料))</li> <li>◆むし歯予防・ブラッシング教室(乳幼児健診及び保育所)</li> <li>◆食育指導事業(栄養指導に合わせた歯の健康教室)</li> </ul>	<a href="http://www.a-kiota.jp/kenko/page_000026.html">http://www.a-kiota.jp/kenko/page_000026.html</a>	安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター 健康づくり課 TEL:0826-22-0196
子育て	その他	放課後児童クラブ運営事業	<p>心身の健全な育成を図るため、放課後、留守家庭の児童が安全で安心して過ごせる場所を提供</p> <p>【対象】小学1年～6年生</p> <p>【開館】平 日:午後0時～午後7時 土曜日:午前8時～午後6時 ※長期休業中 平 日:午前8時～午後7時 土曜日:午前8時～午後6時</p> <p>【利用料】月4回までは1回につき300円 月5回以上は月額1,500円</p>	<a href="http://www.a-kiota.jp/jidou/tsutsugaidoucenter.htm">http://www.a-kiota.jp/jidou/tsutsugaidoucenter.htm</a>	安芸太田町 児童育成課 TEL:0826-28-1969
子育て	その他	放課後子ども教室	<p>地域の方の協力を得て、小学校の空き教室等を利用し、安全安心な居場所として学習や交流事業等を行う。</p> <p>【対象】小学1年～6年生</p> <p>【実施学校】加計・戸河内小学校</p> <p>【実施地域】修道・津浪地域(主に長期休暇中)</p> <p>月～金 放課後～午後6時(祝日除く) 土 午前8時30分～午後6時《加計・戸河内》</p> <p>[長期休暇中] 月～金 午前8時30分～午後6時《修道・津浪地域》 月～土 午前8時30分～午後6時《加計・戸河内》</p>		安芸太田町 生涯学習課 TEL:0826-22-1212
定住相談	定住相談	定住相談	◆安芸太田町への定住に関する相談受付		安芸太田町 地域づくり課 TEL:0826-28-2112
その他	その他	高速道路通勤費補助金制度	◆65歳以下新規転入者で、引き続き5年以上町内に居住される方が片道100km以内の高速道路ETC通勤をされる場合、ETC料金の1/2を助成	<a href="http://www.a-kiota.jp/chiki/spage_041.html">http://www.a-kiota.jp/chiki/spage_041.html</a>	安芸太田町 地域づくり課 TEL:0826-28-2112
その他	その他	健診事業	◆山ゆり健診基本健診受診料1,000円(集団健診・個別健診)		安芸太田町 健康づくり課 TEL:0826-22-0196
その他	その他	予防接種事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆インフルエンザ助成金(65歳以上1,000円)</li> <li>◆おたふくかぜ予防接種助成(一人1回まで助成(対象年齢あり) 無料)</li> </ul>		安芸太田町 健康づくり課 TEL:0826-22-0196